

山梨県知事 横内正明 殿

2008年 10月28日

09年度 山梨県予算関連要求書

山梨県民要求実現大運動実行委員会

(略称 県民大運動)

代表世話人 清水 豊

構成団体 21団体

順不同

山梨県労働組合総連合

新日本婦人の会山梨県本部

山梨県商工団体連合会

山梨県保育運動連絡会

ゆきとどいた教育を進める県民の会

山梨健康友の会

日本国民救援会山梨県本部

全障研山梨県支部

自由法曹団山梨県支部

山梨県高齢期運動連絡会

郡内地域大運動実行委員会

山梨県民主医療機関連合会

農民運動山梨県連合会

日本共産党山梨県委員会

甲府市市民大運動実行委員会

山梨県学習協議会

民青同盟山梨県委員会

山梨県憲法会議

治安維持国家賠償同盟

甲府生活と健康を守る会

働く者のいのちと健康を守る山梨県センター

2009年度山梨県予算・関連要求提出にあたって

いま山梨県民の暮らしは、経済情勢の悪化と物価高騰の中で深刻な事態が広がっています。地場中小の倒産・廃業、年収の低下に加え医療費や介護など社会保障への負担が増加し、家計を圧迫しています。その結果は、生活保護世帯の増加、国民健康保険料の未払い世帯の増加などにみとおりです。同時に県内においても格差と貧困が身近な問題として取り上げられるようになりました。

アメリカ経済から発生した経済不安は、一時的でなく長期的影響を心配する動きも出ています。日本経済が大手企業を中心とした外需依存の経済活動になってるもとでは、さらに大きな影響が出てくることは避けられません。こうした日本の経済活動を見直し内需重視の方向に切り替えることが求められます。また山梨県においても県内地場企業や県民生活の懐を暖める施策をとることによって経済の活性化もうまれるものです。いずれにしても大企業中心の経済政策からの転換はますます重要になっています。

さらに小泉構造改革によってすすめられた「構造改革・規制緩和」政策は、各地・各分野で大きな不安と怒りを引き起こしました。市場原理主義によって県民の暮らしや営業にも大きな影響が出ています。このような政策の根本的な転換が強く求められます。

山梨県政においては、地方自治体の役割として県民の暮らしを守る事が求められています。特に格差と貧困の解消、医療・福祉の充実、県内経済の活性化は、県政の課題として最大の努力が望まれます。

09年度山梨県予算編成においては、県立中央病院の直営の維持、公立病院の存続と直営の維持、子どもの医療費窓口無料化の年齢拡大、小学校と中学校、高校の少人数学級の拡大、大型店の出店の規制強化、医師・看護師の増員、深刻化する産科の確保、公契約条例の制定、短期保険証・資格証明書の発行中止と保険証の全員発行など、暮らしを守る行政が求められます。

私たちは、政府に対して後期高齢者医療制度の即時廃止、障害者自立支援法の抜本的見直し、労働者派遣法の改正、消費税の増税中止などを求めています。平和の問題では、米軍再編のもとですすめられようとしている北富士演習場の強化に反対し、県是である全面返還・平和利用を強く求めています。

以上の立場から、09年度山梨県予算編成に当たり予算要求を提出いたします。

貧困をなくし住みよい山梨のために政府に求めて頂きたい事項

- 1 日雇い派遣の全面禁止や派遣労働者保護を目的とした労働者派遣法の制定を政府に求めること。
- 2 後期高齢者医療制度の廃止、障害者自立支援法の抜本的見直しを政府に求めること。
- 3 消費税の増税はいかなる名目であれ行わないことを政府に求めること。
- 4 国民健康保険の国庫負担を引き上げること。保険証の取り上げの指導をやめること。
- 5 介護保険に国の負担割合を25%から大幅に引き上げ、保険料の引き下げ、利用料・保険料の減免制度をつくることを求めること。
- 6 療養病床の削減計画の中止を政府に求めること。
- 7 介護・福祉の事業所にたいする報酬を大幅に引き上げること、保険料・利用料の負担増とならないよう国庫負担割合を増やすこと、心かよいあう介護・福祉ができるように人員配置基準を改善することを政府に求めること。
- 8 妊婦健診の公費負担を拡充し、必要な健診すべてを無料で受けられるようにすること。また出産一時金の拡充を行うこと。
- 9 雇用促進住宅について国は、2005年末の規制改革・民間開放推進会議第2次答申での見直しで「30年かけて」という方針を撤回し、廃止時期を次々に前倒しし、今年4月に雇用促進住宅の半分まで一方的に廃止を決定しました。山梨県でも19団地985戸が廃止決定となりました。雇用促進住宅の一方的な住宅廃止決定を白紙に戻すこと。一方的な入居者退去を強行しないことなどを求めること。
- 10 研修という名目で働く外国人研修生の労働条件についてただちに調査すること。国内法を厳格に守ると共に違法な働かせ方が発生しないよう経営団体・者の指導・教育を徹底することをもとめること。
- 11 最低賃金を時給1000円以上にすること。全国一律最低賃金制を実現すること。

1 2 「教育費が高くて進学をあきらめる」「生活費をかせぐためにバイトをしていて、講義に出られない」などの事態が広がっています。国立大学運営費交付金、私学助成をふやし学費値下げの条件をととのえること。東大が実施しているような学費減免制度をすべての大学で実施できるように学費減免のための予算を拡充すること。無利子奨学生枠を増やし、給付制奨学金を導入することなどを求めること。

1 3 全国一斉学力テストを中止し、抽出調査にきりかえること。

1 4 , 公立大学の交付税を増額すること。

1 5 , 「公立病院改革ガイドライン」の撤回をもとめること。また強制的な押しつけはやめることを求めること。

1 6 山梨県では、県外大型資本による大規模店舗の出店が次々と予定されています。県内資本スーパー、個人商店の打撃は不可避の状況です。大規模店舗出店規制を抜本的に強化することを求めること。

1 7 北富士演習場での米海兵隊による演習は中止することを政府に求めること。

1 8 中央即応集団特殊作戦群は、北富士演習場において度々訓練を行なっています。中央即応集団は、07年3月に海外派兵を中心的任務として創設された部隊であり、自衛隊法3条の「わが国の平和と独立を守り国の安全を保つ」とは無縁のものです。中央即応集団特殊作戦群の訓練は、中止することを政府に求めること。

1 9 生活保護基準の改悪に反対し引き上げを求めること。同時に山梨の保護基準において住宅扶助が低くされていることについては、引き上げて改善することを求めること。

2 0 子どもの医療費窓口無料化については、政府として国の制度とするよう求めること。

2 1 子ども医療費の窓口負担を減免している市区町村への補助金削減を中止することを政府に求めること。

2 2 「構造改革と規制緩和」路線を撤回し、国内の暮らしと営業を守る施策の充実に政府に求めること。

2 3 準備されている道州制については、地域格差の拡大、住民サービスの低下などを拡大するものです。さらに住民負担増加を発生することは必至です。道州制については中止を求めること。

2 4 年金問題の早期解明を求めること。全額国庫負担による最低保障年金制度の創

設を求めること。同時に基礎年金の国庫負担を直ちに2分の1に引き上げること。などを政府に要請すること。

25 県内ですすめられている環状道路建設については、自然環境の破壊や生態系への影響が指摘されています。この大規模な公共事業投資を見直し市民生活関連道路の整備と充実を政府に求めること。

26 A重油が3年前の倍になっています。燃料高騰によるハウス農家の経費増は、農家によっては数百万円にものぼり、採算がとれずハウス栽培をやめる農家も出ています。資材の高騰も続き、農家の自助努力は限界です。「ハウス農家には跡継ぎがいることが多い。ハウス農家でも展望がもてなくなると山梨の農業の担い手はいなくなる」という声も寄せられています。燃油高騰は、投機筋や政府の失策による人災です。燃油代の直接補填を中心とした早急な対策を政府に求めること。

27 飼料高騰によって畜産農家は破綻の危機に陥っています。配合飼料価格安定制度による農家補填を続けるために財政支援を強化すること。飼料代の値上げにみあった乳価の基準に引き上げること。原油高騰対策・飼料高騰対策を充実するよう政府に求めること。

28 新たにサクランボの果樹共済をつくること、果樹共済の加入率を高めるために財政支援を強化することを政府に求めること。

29 重大な輸入条件違反を繰り返すアメリカ産牛肉の輸入に当たっては、アメリカ側が要求する月齢制限の撤廃など輸入条件緩和に応じないよう政府に要求すること。

30 国内農業生産に深刻な打撃を与え、食料自給率の大幅な低下が避けられないと予測される日豪EPA（経済連携協定）交渉を中止することを政府に求めること。

31 WTO（世界貿易機関）農業協定の改定に当たっては、深刻化する食糧危機打開のため、国連人権委員会でも決議された「食糧主権」を各国が認めるよう強く主張すること。

32 ひっ迫する世界のコメ需給の現状から実態に合わなくなっているミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で働きかけるなど、世界の飢餓問題の解決に積極的なイニシアチブをとること。

33 小規模経営の実態にそぐわない「水田・畑作経営安定対策」を見直し、「食料・農業・農村基本法」に掲げた農業振興策を具体化すること。

34 市街化区域内農地の維持存続に大きな力となっている相続税納税猶予制度の堅

持を国に求めること。あわせて、市民農園やふれあい農園に農地を貸す場合にも猶予制度の継続が図られるよう制度の改善を求めること。

35 家電リサイクル法を改定し不法投棄防止のために再商品化費用の前払い制にするよう政府に求めること。

36 大型店の出店、閉店によって県内経済と暮らし、青少年育成に大きな影響が生まれています。出店に当たっては商店街、生活環境、街づくりなどの「地域環境影響評価」を義務づけるよう法整備を行うよう政府に求めること。

県民の暮らしを守る県政を

37 山梨県の公共事業については、県民の暮らしに直接関わる生活直結型の公共事業に転換すること。

38 地方病対策のために市町村が行う老朽化した側溝改修や、下水道・土地改良などを支援する県単独の補助金を復活すること。

39 09年度予算に置いては、県の公共料金の引き上げを行わず引き下げを行うこと。

40 山梨県の重要施策については、情報公開を徹底し、計画・実行の各段階で住民参加を保障すること。同時に18歳以上の県民を対象にした住民投票条例を制定し、県民の意思を問う制度を作ること。

41 行政を県民の側からチェックする独立したオンブズマン制度を導入すること。

42 県の各種審議会や委員会の構成に当たっては、県民の意見が反映されるように反対意見者を含む各界各層からの選出を行い、公平・公正な行政を確立すること。

43 補助金などの支給については、公募方針により公正・公明に行うこと。

県民生活を守る事業推進を

44 県内の消防署の一元化については行わないこと。

45 公園や路上生活者の一時的避難措置として緊急対策として住宅を建設・確保すること。

46 山梨県の発注する1000万円以上の工事については、地元優先・厳格なランク制による一般競争入札を導入すること。

4 7 公共事業の受注企業の政治献金は禁止すること。これへの違反企業への発注をストップすること。

4 8 下水道整備事業を推進すること。建設については市町村財政援助、及び100%加入の障害となっている負担金、使用料については受益者の軽減をはかること。

4 9 低家賃の県営住宅を大量に建設すること。単身・障害者・老人・三世帯居住可能な住宅の建設を促進すること。

5 0 県営住宅に入居出来ない世帯には、民間アパートを県で借りあげ家賃補助を行うこと。空き家対策としての活用も図ること。

5 1 県営住宅入居については、税金滞納を理由に入居させない事が発生しないようにすること。

5 2 笛吹市渋川排水場の建設および排水機の更新を行うこと。

5 3 県立図書館建設計画については全国の新設図書館の水準の1万㎡を確保すること。日本図書館協会は「公立図書館は地方公共団体が直接経営すべきもの」としていることから運営は直営とすること。図書館とは不似合いな集客施設の併設はやめること。

県立病院など公的医療機関の充実と発展を

5 4 県立中央病院と北病院については、現行を維持し直営として存続すること。同時に必要以上の経費の無駄をなくすための改善を行うこと。

5 5 県内自治体立病院などについては、公的病院として存続できるよう支援すること。

5 6 県民の医療や福祉、介護などの公的施設については、指定管理者制度対象施設から除外し、民営化せず従前どおりの運営をすること。

5 7 すでに実施されている指定管理者制度による公的施設の運営にあたっては、一方的な撤退や閉鎖がないように厳しく監視すること。

アスベスト被害の対策と救済について

5 8 アスベスト製造施設周辺住民を対象に住民健診の実施・充実を図ること。また周辺住民の健康被害の実態を調査し救済すること。

5 9 アスベスト調査については、1 0 0 0 m²以下でも使用されている可能性の高い民間施設については検査対象とすること。

6 0 上下水道管や、学校における石綿付金属網などの実験機器なども一斉に調査すること。

6 1 5 0 0 m²以上の建築物で、アスベスト使用施設の解体の届け出義務や解体作業基準の順守を徹底するとともに、飛散監視のための立ち会いを行うこと。また、除去工事の費用に対して助成などの支援を行うこと。

6 2 アスベストの労災認定ができる医療体制を確立すること。

6 3 職場健診・住民健診の充実をはかり被害者の早期発見と救済をすること。

6 4 アスベスト被害者の救済については、労働災害と同様な措置が執られるよう政府・関係機関に要請すること。

6 5 アスベスト被害の救済と根絶に向けて保健所による住民健診、事業所健診を実施すること。このために専門医の配置、胸部撮影のデジタル装備検診車の配備など、健診の装備と体制を強化するよう予算措置すること。

騒音や大気汚染をなくす

6 6 「京都議定書」による二酸化炭素(CO₂)削減目標の6%を達成するため、排出量の8割を占める企業・公共部門の実行を政府と企業に求めること。

6 7 都留・郡内地域の一般道路の夜間大型車の通行を制限するために、中央道勝沼インターから上野原インター間の夜間無料化を行い、夜間の一般道路の通行を減少させ、騒音と大気汚染を軽減すること。

6 8 甲府盆地などは、大気汚染になりやすいために主要幹線道路での定期的な大気測定の実施、ディーゼル車の規制などを行うこと。県独自の基準を設けて汚染防止すること。基準値を上回る場合は警報を出すこと。

6 9 甲府バイパスの各交差点付近など大型車通行量の多い沿線では、大気汚染対策をすること。更に曇天時に発生する市内の汚染濃度悪化に対する対策を行うこと。

7 0 高速道路の振動と騒音を低減させるために甲府市などの住宅密集地の走行速度

規制を行うこと。

7 1 バスなどの公共交通機関、公用車、自治体車両などについては、ディーゼル車を全廃し天然ガス・電気などの低公害車両に切り替えること。民間団体などの車両についても低公害車導入への奨励と助成を行うこと。

生活環境に関する事項

7 2 天ぷら油などの燃料への再生による環境対策については、助成し推進すること。

7 3 水道水源上流に廃棄物処理施設や大規模開発を規制する「水道水源保護条例」をつくること。

7 4 住民過半数の明確な反対意志が示され、梅之木遺跡や貴重な動物が生息する北杜市明野町浅尾への最終処分場の操業を中止すること。

7 5 南巨摩郡下部に予定している産廃処理場については建設中止すること。

7 6 ゴミの不法投棄への監視を強めること。ボランティアを含め環境監視員を増員し、環境都市宣言に相応しい環境整備をはかること。

7 7 富士山麓周辺や観光地、山や湖などへの不法投棄物を撤去すること。監視と規制を厳しくすること。

7 8 有価物、不燃物・粗大ゴミ・可燃物のゴミ回収については、ガイドラインを作り住民の負担軽減と効果的な回収方法にすること。

7 9 生活排出ゴミについてはリサイクル中心の行政をさらに推進すること。

8 0 リサイクル業者の環境保全への協力と理解を深める指導徹底をおこなうこと。リサイクル業者の店舗については環境・美化に努めるよう呼びかけること。

8 1 リサイクル事業を自治体と民間団体で推進すること。この一環としてリサイクル事業者・事業所への奨励をすること。

河川環境に関する事項

8 2 合併浄化槽の設置の普及と助成を強化し、生活排水については河川に直接排出しないように指導・徹底すること。

8 3 河川環境を守るために工場排水については浄化機能の定期的検査、水質の抜き打ち調査を強化すること。

8 4 河川汚濁、水質汚染の原因となる薬品や洗剤などの使用に当たっては、環境にやさしい物を使用するよう指導・徹底すること。

8 5 過剰包装の解消とともに河川へのカンや包装紙やビニールなどの投棄をなくすよう周知すること。

8 6 綺麗な河川を取り戻すために地域・ボランティアなどの協力を呼びかけること。

食品の安全と包装に関する事項

8 7 事故米や汚染輸入食品から食卓から守るために県として食品チェックを強化すること。同時に学校や保育園、公共施設で使う食品については定期的な検査をすること。

8 8 県内の汚染・有害食品などの情報については、自治体のホームページや広報で周知すること。

8 9 県の衛生検査機関を拡充し、県民の食に関する検査機能を充実強化すること。

9 0 店頭で流通している米の表示については、銘柄、産地などが偽って表示されている物があることから、調査と改善をすること。

9 1 遺伝子組み替え食品については、人体への有害性が証明されてきました。遺伝子組み替え食品の使用を禁止すること。また食品への表示を義務付けること。

原子力発電施設 電磁波などについて

9 2 地震などによる原子力発電施設からの汚染対策のために山梨県の災害計画に対応を組み込み市民に徹底すること

9 3 高電圧送電線による電磁波による人体への影響を調査・監視する体制と活動を行うこと。

9 4 高電圧送電線、変電所の近くや直下などに認められている超低周波電磁波が、白血病など人体への影響が世界保健機関からも指摘されています。送電線や変電所付

近の学校、保育園などの公共施設や教育施設等については直ちに測定すること。今後については新設の見直し、撤去・移動等をおこなうこと。

9 5 住宅地への高電圧線設置を行わないこと、またすでに設置されている個所については、測定結果を住民に公表するとともに移動など必要な措置をとること。

9 6 危険物を取り扱う事業所付近の防災連絡網の徹底をはかること。放射線測定器、中性子測定器を設置して県民に情報公開すること。

産業廃棄物処理と責任の義務化

9 7 産業廃棄物最終処分場の建設許可基準を見直し、水源地への建設規制、住民合意の確保などを明確にすること。

9 8 産業廃棄物処分場については、一極集中によらず市と郡単位で処分するシステムにすること。

9 9 「廃掃法」改正前の自社処理による最終処理場にたいして、違法な危険物質の搬入や地下水汚染などに対する調査と指導と監督を行うこと。

1 0 0 産業廃棄物最終処分場の排出から検出されている環境ホルモンについては、排出基準の設定を政府求めること。県として基準を設けて条例制定すること。

1 0 1 すべての企業に廃棄物の減量化、再資源化の計画策定を義務づけること。

1 0 2 適正処理困難な廃棄物の引き取り制など、定量を越える排出事業者の回収責任の明確化をすること。

1 0 3 建設業者に対しては、建設残土、建設廃材の最終処分先を明確にさせ不法投棄をなくすこと。同時に県内の畑や山林などに野積みされている建築廃材などについて調査し適正な処理を徹底すること。

1 0 4 野積みされている建設廃材については、アスベストなどの有害物質が散乱しないよう指導すること。

1 0 5 大規模開発事業の廃棄物発生量等事前評価制度の導入をすること。

1 0 6 オフィスの紙ゴミを産業廃棄物に準じて取り扱い再資源化促進など実効あるものにすること。

電車、バスなどの公共交通の充実

- 1 0 7 竜王駅発・着の「かいじ」など特急列車の増発を行うこと。
- 1 0 8 甲府駅のJR利用者のために低料金の駐車場を設けること。
- 1 0 9 広域行政化に伴って自治体によるバス運行などの公共交通機関網の整備・充実をすること。
- 1 1 0 山梨環状道路北部区間・東部区間建設計画を中止すること。
- 1 1 1 公共交通機関の充実をはかること。特に出勤退勤時ラッシュをなくすために公共交通機関による通勤を推進すること。
- 1 1 2 通学生、通勤者の利便のために身延線の運行については、特急の増発、鯉沢口から身延までの増発をすること。
- 1 1 3 中央線、身延線の主要駅と連結したバス路線の充実をはかり甲府への集中した路線の改善を図ること。
- 1 1 4 富士川西部・峡西地域と甲府中心部のアクセス改善のために公共交通機関を設け、朝夕の渋滞を改善すること。
- 1 1 5 県内各駅の建物などに使用されているアスベストについては、早急に調査し、撤去・改善すること。
- 1 1 6 甲府駅の待合室については、気がねしないですむように、店舗と分離し椅子を増やすこと。
- 1 1 7 身延線の南甲府駅に東改札口、国母駅に南口進入路を開設すること。
- 1 1 8 JR酒折駅へ北口設置をすること。
- 1 1 9 中央線については、駅員の拡充による人身事故対策の強化を行うこと。
- 1 2 0 甲府市南北通行の改善の為に中央線の立体化、陸橋化などを行い利便を改善すること。

道路新設・整備・歩道について

- 1 2 1 朝日町のガードについては、歩行者・車いす、自転車などの安全をまもるために両側の歩道を早期に拡幅すること。二輪車道の確保を行い拡幅を行うこと。
- 1 2 2 横沢通りのガードについては、歩道を拡幅すること。

- 1 2 3 アルプス通り貢川交差点付近の出勤・退勤時の渋滞を改善すること。そのために右折レーンを延長して渋滞を解消すること。
- 1 2 4 山梨市駅から東山梨駅の八日市場東を付け替え道路として早期着工すること。
- 1 2 5 県道万力より小屋敷線小原四つ角に右折レーンを設置すること。
- 1 2 6 国道20号の大月前後の30km区間に「道の駅」を設置し、ドライバーの安全と利便を図ること。
- 1 2 7 カ・ブが多く、幅員の狭く危険な千代田湖線の道路改修を行うこと。
- 1 2 8 道路工事による渋滞を解消するために、午前7時～同9時の出勤時間の工事を許可しないこと。
- 1 2 9 すべての主要道路に右折レーンを設置すること。平和通りは駐車帯を新設すること。また県議会議事堂前の右折レーンは、直進と右折の併用レーンとして表示すること。
- 1 3 0 甲府バイパスの国母交差点と中小河原交差点、蓬沢交差点については、常時渋滞状態にあり大気汚染の原因となっています。早急に立体化をするなど改善すること。
- 1 3 1 猿橋小学校の通学路を整備し、子どもの安全を確保すること。
- 1 3 2 国道20号線の初狩町側子から神戸間の危険箇所改善、S字カーブならびに幅員の改善などを行うこと。
- 1 3 3 歩道の設置を推進すること。同時に障害者点字ブロックの設置を推進すること。
- 1 3 4 甲府駅南口広場のバスプールは、バス待合室への道路横断が危険なので早急に改善をすること。
- 1 3 5 道路整備に当たっては、歩道や側溝などの段差を3センチまでとし、車椅子が利用しやすいと同時に視覚障害者にもわかるようにすること。
- 1 3 6 石和地内の平等川にかかる新恵比寿橋とにぎり川に架かる橋に歩道を新設すること。
- 1 3 7 県道市之蔵・山梨線八幡橋東詰と接する山梨市道拡幅を行い、渋滞解消・通勤・通学の安全確保を行うこと。

地域医療を守り安心して住める山梨を

138 総務省の「公的病院改革ガイドライン」による県内自治体病院の経営計画策定・提出については義務としないよう求めること。

139 山梨県は総務省が自治体に求めている「公的病院改革ガイドライン」による計画の策定と提出については、自治体に強制しないこと。同時に直営として存続するよう自治体に支援すること。

140 社会保険庁解体による社会保険病院鯉澤病院等については、公的機関医療機関として存続をするよう支援すること。

141 医師不足を解消すること。産科医師については医療圏ごとに配置できるように確保すること。

142 医学部進学者に対する奨学金制度については月13万円の援助金の引き上げ県内医療機関への勤務条件の緩和などを拡充させること。

143 勤務医の労働時間の短縮、当直勤務の改善、休日・年次有給休暇を保障するための補助制度をつくること。

144 医師、看護師確保のために医療機関に対する人材確保のための補助制度を充実させること。

145 医師の緊急配置や医師不足の医療機関への医師派遣のシステムを構築すること。各医療機関と大学、自治体が協議・連携して、各医療機関の不足診療科と医師不足の改善のための対策を進めること。

146 開業医を含めた地域の医療機関と連携して、地域の産科や小児科、夜間・救急体制の強化のための財政措置を含めた施策を緊急に進めること。

147 女性医師が働き続けられるよう、院内保育所への助成制度拡充、均等待遇による短時間勤務の導入や産休・育休・育児期の代替対策、育児休業明けの研修制度をつくるため、財政措置をとること。

148 病院勤務医の過酷な勤務実態を解消するため、働き続けられる勤務条件確保の特別措置を講じること。特に問題となっている救急と産科・小児科の医療確保を保障すること。

149 療養病床の削減については行わないこと。政府関係機関に療養病床の削減中止を求めること。

150 少子化対策強化の一環として、小児科医の増員、子ども専門の病院を設置す

ること。

県民の健康と医療制度を守る

151 重度障害者医療費助成制度を介護保険の医療系サ - ビス（訪問介護・通所リハ・訪問リハ）にも適応すること。

152 一人親家庭の医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。

153 高額医療・高齢者医療負担金の払い戻しについては、医療機関が代理請求できるように改善し、事務手続きを簡素化し利用しやすい制度とすること。

154 透析患者の治療食の全額患者負担をなくし、県としての助成制度を創設すること。

155 県立中央病院や各自治体立病院など公立機関では、差額室料・徴収を撤廃すること。

156 難病医療費の患者負担は、山梨県として一部負担の助成を行い患者負担をなくすこと。

157 山梨県立中央病院と公立病院の地震などの災害時の体制を、地域対応と全県対応できるように機能整備し拡充強化すること。

看護職員を大幅に増やす

158 不足する看護師の増員のために養成定員の拡大、養成施設を増やすこと。

159 「第6次看護職員需給見通し」の改善、第7次看護職員需給計画では各病院の実体を把握し大幅増員の目標を定めること

160 看護師の離職をなくすために労働条件の改善、保育施設の充実など支援すること。

161 2年課程通信制の実施状況を調査し、学費軽減や特別休暇制度、病院見学実習・面接授業の地域開催など、充実した支援措置を整備すること。就業経験10年以上を考慮して、教育内容をいっそう凝縮・改善すること。

162 山梨県看護職員就学資金の貸与者の枠（人数）を増やすこと。卒業後の20

0床以上の一般病院等への就職条件を見直し、県内すべての医療・福祉機関に勤務することで全額免除すること。

163 看護師の定年後の再雇用の促進をすすめること。

164 県内医療機関の病棟では3人夜勤月6回までの夜勤体制の確立をすること。

165 看護師などの就労支援策として、保育所を設ける医療機関への補助金を大幅に増やすこと。

介護労働の改善とサービスの充実

166 介護報酬を大幅に引き上げること。山梨県として人件費補助などの助成を行い労働実態に見合った賃金と安定した事業所運営を保障すること。

167 経済的な負担増によって特別養護老人ホーム、老人保健施設からの退所を余儀なくされる事などがないように山梨県として助成すること。特に低所得者措置対策の拡充をすること。同時に国庫負担を25%から大幅に引き上げをを求めること。

168 保険料の引き下げ、利用料・保険料の減免制度をつくること。

169 要支援1・2のケアプランの報酬が一人当たり4000円と低く、要介護認定者のケアプラン料と比べると1万円以上も違います。予防プランを担当している地域包括センターの運営が厳しいばかりか、委託しようとしても予防プランを作成するケアマネジャーが見つからないなどの事態が生まれています。介護予防といえどもケアマネジメントの過程は何ら代わりません。介護予防支援費の引き上げを国に要望すること。

170 低所得者の保険料・利用料などの減額率を拡大すること。特に所得段階が1と2の保険料・利用料をさらに引き下げること。また所得段階を増やし、生活実態に見合った保険料にすること。利用料の低所得者の軽減措置は継続すること。

171 食事代の補助制度をつくること。低所得者の介護保険デイサービスやデイケアの利用者に食事代の補助をおこなう制度をすべての市町村で整備すること。

172 山梨県独自の保険料・介護利用料の減免措置をとること。あわせてすでに軽減制度を実施している市町村に対しては、県として助成制度を創設すること。さらに手続きを簡素化すること。

173 保険料の滞納者への介護給付の停止や制裁措置の実施を中止すること。

174 要介護認定において、身体機能偏重でなく、本人の総合的な実態、住環境、家族の状況および意思など、介護の必要度の総合的な状況に基づく認定方式に改める

こと。

175 介護「慰労金」については、増額すること、また設けていないところは新設するように市町村に指導すること。

176 介護保険財政収支を明らかにし、多額な「余剰」がある場合は保険料の引き下げをはじめとする利用者負担の軽減、サービスの拡充などの独自施策に振り向けるなど各保険者に指導すること。またその際に介護保険給付準備基金の利用なども検討すること。

177 介護保険給付の対象外である家事援助や外出支援等は高齢者の一般施策で実施をすること。

178 「介護サービス情報公表」制度の手数料をさらに引き下げること。ケアマネジャーの更新研修費用の助成額を拡大すること。

179 第4期介護保険事業（支援）計画は地域の利用者・高齢者の生活実態や要求をふまえた計画を策定すること。

施設などに関して

180 公的病院でメディカルショートステイ病床を大幅に確保すること。メディカルショートステイを実施している医療機関への補助金を増額すること。

181 市町村が介護保険の個々の利用者の状況を把握し、補足給付の対象者すべてが給付を受けられるよう申請がされているのかなど、実態調査を直ちに行なうこと。利用者相談窓口の設置を自治体に求めること。

182 老人保健施設や療養型介護施設の入所者についても社会福祉法人と同様の利用料の減免制度の創設を国に求めること。また、県独自の制度をつくること。

183 特別養護老人ホーム・老人ホームの整備・拡充を図り、待機者全員が入れるよう改善すること。また設置枠については実態に見合っものとし第4期介護保険事業（支援）計画に反映させること

184 必要な療養病床の存続を図ること

国民健康保険などに関する事項

185 国保保険証・限度額適用認定証発行については、子ども、高齢者、障害者、病人など医療を必要とする人には通常の保険証を発行すること。医療費の未収を防ぐためにも滞納の有無にかかわらず必要な世帯には限度額適用認定証を発行すること。

186 機械的な資格証明書の発行や短期保険証の発行、国民健康保険証の未交付を、ただちに中止し保険証を発行すること。

187 県民所得が低下している中で国保税・料の引き上げは中止し、生活実態を考慮した国保税（料）の減免規定を全市町村でつくるよう指導すること。

188 高齢者医療負担金については、入院患者同様に外来においても自己負担限度額の支払いとすること。

189 生活保護への締め付けをやめること。保護申請の意志のある者については申請できるようにすること。受給者に年2回の一時金を支給すること。またクーラー等の日常生活用品の設置を認めること。実態に即して自家用車の保有を認めること。

190 入院給食費の一部自己負担助成については、全高齢者に拡大すること。支払は立て替え払い方式を改め医療機関窓口無料とすること。

191 生存権として保障されている国保法77条（減免）、地方税法第717条（水利地益税などの減免）の保険税の申請減免と、国保法第44条（一部負担）での医療費の減額、免除が適用されるよう市町村に条例の制定を指導すること。

192 寝たきり老人や障害者家庭には、実態に沿って国保税減免を実施すること。また申請減免制度の周知徹底と申請しやすい体制の整備を市町村に指導すること。

193 福祉事務所には社会福祉専門職を配置して相談者に納得されるサービスの提供と体制を作ること。

194 公営住宅に生活保護申請者が入居出来るようにすること。保証人は福祉事務所長でも可とすること。その際に前家賃の徴収は生活保護者には免除すること。

195 特定疾患の患者さんの認定は、診断書提出日でなく入院当日から認めること。（正月・暮れに入院した場合は医療費の負担が大きい）

障害者と高齢者の暮らしを守る

196 全国では、利用者負担を軽減する制度や事業所補助など独自の施策を行なう自治体が広がっています。市町村格差を生まないためにも、県の役割が重要です。山梨県として助成を予算化すること。

197 減免制度があっても、障害が重い人ほど負担が重く、生活を直撃しています。給食費など利用者負担の独自の軽減措置を実施すること。

198 児童デイサービスや就学前の通園事業、また手話通訳やガイドヘルパーなど地域生活支援事業は、これまでと同様無料にすること。

199 福祉サービス、自立支援医療、補そう具を利用した場合、自己負担の合計額に県独自の上限額を設定し、それを上回る額は免除する制度を創設すること。特に障害児の発達に必要とされる日常生活用具の給付は、限度額を超える場合は全額利用者負担となり、経済的に困難な場合には、発達の可能性をつみ取ってしまうこととなります。障害児の発達が保障できる仕組み、限度額設定を障害児の発達にみあったものにする、実施市町村に対しては補助すること、利用者負担軽減を図ること。

200 共同作業所への運営費補助金、小規模通所授産施設への補助金の増額をすること。

201 福祉施設や教育施設は民営化の対象とせず直営とすること。指定管理者制度導入時は、「社会福祉施設・教育施設など特別の事由がある施設は、公募によらず、現在の管理委託先を指定管理者とすること」「県民の立場に立った管理・運営を保障するために第三者による運営委員会の設置や、事業や収支状況の議会への報告義務」「管理委託を受けている出資法人の労働者の身分・労働条件・雇用確保に最大限の配慮すること」とし、条例に規定すること。

202 公立福祉・介護、障害者施設の職員配置については正規職員を増員すること。

203 障害者のグループホームの増設を支援し、助成金をさらに増額すること。

204 障害者へのデイサービスを実施していない地域への支援を行い全県下でおこなうこと。

障害児健診の充実など

205 県内の各保健所単位に0歳からの療育の場（心身障害児通園事業などの）を作る。

206 医療、訓練、保育が連携し、早期発見から療育の場につながる療育センターを建設すること。

207 障害の早期発見、早期療育を公的責任においてできるシステムを作る。そのために心理判定員を配置するなどして10ヵ月健診、1才半健診の充実を進め、障害が疑われるような場合には、すみやかに早期療育につなげられるシステムをつく

ること。

208 障害児保育の充実をはかり、保育園通園施設を問わず年齢、障害の程度を考慮し職員を配置すること。

209 保育園の障害児補助金を存続し増額すること。さらに正規職員を確保できるように人件費を加算すること。

210 県内のすべての保育園を対象に巡回相談をしていく事業を実施して行くこと。

211 心身障害児通園事業にたいする補助金を増額すること。対象児の年齢や障害程度を考慮して、保母、PT、OTの配置をすること。また補助金は、補助単価設定以前の方法で算出し、不足分については県と関係市町村で補助すること。

障害者が安心して暮らせる街作り

212 在宅酸素療法による電気代の家計負担を軽減するために助成すること。

213 在宅障害者への介護手当、住宅補助を充実すること。

214 障害者（児）の歯科治療の受け入れ体制の確立、受け入れ機関への補助（全身麻酔による歯科治療など）を行うこと。

215 点字ブロックを主要道路、各自治体の公共施設と庁舎付近に取り付け、障害者が一人で歩けるようにすること。特に新庁舎建設時には義務づけること。

216 福祉タクシー利用については、障害者手帳三級、内部障害者、自動車燃料助成をうけている者（家族を含めて）を新たに対象とすること。また利用券を増やすこと。さらに透析患者の通院治療のためのタクシー料は無料にすること。

217 ケア付住宅建設を促進すること。とくに県営・公営住宅については、一階に障害者および老人世帯住宅を拡充すること。

障害者福祉施設の運営について

218 授産施設、障害者自立支援施設等の施設責任者、指導員などを対象に研修制度を創設すること。

219 障害者更生施設などについては、不正の防止、入寮者の人権擁護、療育訓練の向上のために監査と実態調査を強化すること。

2 2 0 障害者作業所の運営支援を強化し助成額を増やすこと。特に法人化されていない所への助成額を大幅に増やすこと。

2 2 1 支援費額の算定にあたっては、個々の施設に置いて安定的な運営・賃金の保障を行うため、現行を上回る水準とすること。

2 2 2 障害程度の区分、支援費支給期間、量の決定に関しては、利用者の人権の尊重と適切な処遇が行えるよう必要な情報提供・相談・ケアマネジメント、斡旋、調整など利用契約に関する援助を行うこと。そのためにも担当窓口には、専用の担当者を配置すること。

子どもと保育を守るために

2 2 3 保育園などでの食品については、輸入食品や汚染食品のチェックをするよう指導すること。安心安全な地元産の食品を使うこと。

2 2 4 子どもの医療費助成窓口無料化では山梨県として中学三年までおこなうこと。

2 2 5 学童保育を増設し希望するすべての児童が利用できるようにすること。

2 2 6 県内の公立保育所については、民営化することなく直営とするよう徹底すること。

2 2 7 「認定子ども園」制度による条例の実施状況について定期的に調査すること。保育内容の後退が無いようにすること。

2 2 8 民間保育園については、公私間の格差の是正のために財政措置をとること。無認可保育園の運営費補助をすること。

2 2 9 保育参入業者については、事前の審査制度を設けること。夜間保育やあづかりなどを行う専門業者については、基準を作り点検調査を定期的に行うこと。

保育体制の充実など

2 3 0 保育園の保育料を引き下げ、父母負担を軽減すること。

2 3 1 保育園の給食調理員等の配置について、離乳食やアレルギー児に対する除去食の対応などのため、国基準の4 5人以上2人配置を3人にすること。

2 3 2 子どもの命と安全と発達に応じた保育をするために、保育所の職員配置基準

を引き上げること。また施設の設備基準を緩和することなく、抜本的改善を定めるよう政府に求めること。

2 3 3 保育園の職員配置については、山梨県として0歳児2対1 1歳児3対1 2歳児5対1 3歳児10対1 4・5歳児15対1に見直しを行うこと。

2 3 4 保育所の「給食室」の廃止は行わないこと。

2 3 5 「三位一体改革」「合併」等に伴い保育所の改築補助金などが県と市町村への委譲がされました。これに伴って県単補助等の見直しによる切り捨てがないようにすること。

自治体と自治体関連の労働条件の改善

2 3 6 県内自治体においては、指定管理者などの導入により労働条件の悪化が顕著です。民間委託された「道の駅」「保養施設」などすべての事業所の労働条件を調査し、労働条件の切り下げの無いように徹底すること。また委託する場合にはそれらを明記すること。

2 3 7 自治体は、派遣や請負の導入を行わず直雇用を原則とすること。

2 3 8 民間委託など企業には、就業規則の策定と提示をもとめ厳守を求めること。

2 3 9 県においては、直接雇用する臨時・非常勤職員などについては均等法にもとづき、賃金、一時金、手当、退職金などの労働条件を正規並に改善すること。市町村においても指導すること。

2 4 0 公務職場に働く不安定雇用労働者の雇用契約期間については、雇用期間を延長すること。特に短期の雇用契約期間については、年単位の契約期間に延長すること。

2 4 1 県と市町村において短期雇用を繰り返す場合には、正規雇用とすること。

時給の引き上げ、公契約条例制定など

2 4 2 ワーキングプアをなくすために県内最低賃金の引上げ、時給1000円以上とする条例を制定すること。

2 4 3 最低賃金法の改定にもとづき生活保護基準に見合った金額に最低賃金を改善するよう経営団体などに働きかけること。

2 4 4 最低賃金違反の一掃に向けて県内事業所への周知徹底を山梨県としても行う

こと。

2 4 5 臨時・パート、バイト等の不安定雇用者の賃金については、首都圏と近隣都県との格差が拡大しないよう引上げをよびかけること。

2 4 6 県が直接雇用する臨時・パートなどの労働者の賃金は、県内労働者の平均を維持するよう引き上げること。時間1000円以上をめざすこと。

2 4 7 公共工事、業務委託などの事業の委託に当たって、受託業者がその事業に従事する労働者の賃金・労働条件が、類似の業務に従事する自治体の正規職員や地域の一般的水準を下回らない公正な賃金・労働条件を確保するよう指導すること。

2 4 8 自治体が発注する公共工事や業務委託などの事業に従事する労働者の公正な賃金・労働条件が確保できるようにする公契約条例を制定すること。

派遣労働者保護、違法派遣、偽装請負の一掃

2 4 9 年々倍加する派遣会社と労働者の実態を調査すること。違法な派遣や労働と雇用環境について監視を強化すること。

2 5 0 県内の日雇派遣労働者の実態を調査し、正規への転換援助、違法労働の根絶をすすめること。

2 5 1 派遣労働者を対象とした研修制度を山梨県として開設すること。また派遣労働者の教育訓練、研修については、派遣先において正規雇用者と同様に無償で受けられる機会を保障すること。

2 5 2 派遣会社の派遣労働者への3法未加入、労災隠し、労基法違反等については山梨県としても実態を把握し是正指導をすること。

2 5 3 山梨県が行う労働相談の要員の増員、利用のよびかけ宣伝をテレビやネットなどを使い行うこと。相談の解決には、会社側との交渉も行うこと。

2 5 4 偽装請負については、是正させること。直接雇用とするよう指導すること。

2 5 5 派遣期間満了時には、正規雇用を指導すること。違法派遣については、直接・正規雇用とするよう指導すること。

2 5 6 是正指導によって改善されない企業については、企業名を公表すること。

2 5 7 山梨県と市町村と関係の公的職場の請負については、違法性がないように徹底すること。

2 5 8 自治体においては、直接雇用を原則とすること。違法派遣が明らかな場合は正規雇用を行うこと。

2 5 9 派遣先での派遣労働者へのセクハラ、パワハラについては厳格に指導すると共に経営者への周知徹底をはかること。

2 6 0 派遣労働者の賃金は、正社員に比べて異常に低く、派遣労働者本人への賃金支払額は、派遣元と派遣先の契約金額の5割から7割程度しか支払われていません。厚生労働省の調査でも同様な結果が明らかにされています。派遣会社が異常な賃金切り下げを行わないよう指導すること。

2 6 1 派遣業者については、派遣するに際して違反がないように労働関係法の教育・徹底をすること。また事業者向けのパンフレットなど作成すること。

外国人労働者の雇用と就労

2 6 2 増加する外国人労働者の就労対策を充実するために県内事業所の就労状況を調査すること。

2 6 3 外国人労働者の増加が著しい工業団地などを抱える自治体と山梨県では、外国人労働者のための案内や就労案内パンフレット作成をすること。対応できる窓口を設けること。

2 6 4 外国人労働者の派遣労働が著しい中で派遣法の厳守、派遣会社との契約の違法性、外国人差別の根絶などを行うこと。派遣業者への調査、契約書の公開などを行うこと。

2 6 5 違法の根絶に向け外国人労働者からの告発のための「手紙」などの案内を公共施設の窓口に置くこと。

臨時、派遣、パート労働者の権利を守る

2 6 6 すでに施行された均等法に基づき県内企業に対して臨時・パートの処遇改善を周知徹底をはかること。同時にこれに準ずる対象者についても適用すること。

2 6 7 パートであっても正規と同様に無償による教育訓練を保証することを徹底すること。

268 一時金など正規と同様に支給すること。政令でのぞかれた通勤手当、退職金、扶養手当などについても支給するよう呼びかけること。

269 福利厚生については、正規と同等に利用できるようにすること。

270 反復更新を繰り返してきたパート労働者については、期間の定めのない雇用に転換する指導・助言をすること。パート法施行を理由に施行前に雇い止めをしないよう指導すること。

271 週20時間、年収90万円以上の労働者の雇用保険加入・労働3法への加入をさせること。

272 雇用保険3年以上の長期未加入による不利益については、救済する措置を自治体として検討すること。

273 非正規労働者の定期検診の実施、産前産後休暇、育児時間の保障、有給休暇の保障などについて指導徹底すること。

青年の雇用と暮らしを守る

274 新卒者の県内雇用を推進するために優遇措置を設けること。

275 誘致企業に対しては、青年の正規雇用を義務づけること。

276 青年の派遣雇用や不安定雇用をなくし正規雇用の拡大をすること。正規雇用推進企業の優遇を検討すること。

277 青年労働者の賃金については、大幅に引き上げワーキングプアの解消をすすめること。

278 青年労働者の使い捨てや職場のパワハラ根絶など、人権と権利を守ること。

279 派遣で働く青年労働者については、正規雇用として採用するよう奨励すること。

280 派遣・臨時・パートで働く青年労働者の賃金については、正規雇用と同等か8割までを指標として改善すること。

281 マスコミの調査でも年収が低いために結婚率が低くなっています。結婚できるように若者向けの公共・公営住宅の建設や家賃補助制度、生活資金貸与、失業中や求職中の保育園入所など若者の経済的自立への援助をすすめること。

282 青年の自殺やメンタルヘルス防止対策のためにメンタルヘルスの検診を推進

すること。

283 県内雇用を支える地場中小企業の青年雇用を促進させるために、山梨県として中小企業などへの青年雇用助成金制度を実施すること。

284 新卒・青年労働者の過酷な労働条件を改善するために、山梨県として「青年・新卒雇用実態パトロール」を恒常的に行い、安心して働く環境を作ること。

285 すべての働く若者に、労働基準法や労働組合法など、労働者の権利と雇用主の義務を知らせるような冊子の作成や広報を行うこと。また、学校教育のなかで労働基本権についての学習ができるようにすること。

286 公的職業訓練の場の増設などをすすめ、フリーターにも職業訓練の場を保障すること。訓練中の生活保障のために、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設・整備すること。

雇用と賃金、企業倫理

287 世界的な経済不況の県内企業への影響による人件費削減、リストラなどが発生しないようすべての事業所に周知すること。

288 県内事業所の定年年齢の廃止、65歳への延長をよびかけること。定年後の再雇用については差別扱いを禁止するよう周知すること。

289 高齢者の雇用については、雇用拡大すると共に最賃違反、労基法違反が発生しないよう事業所に周知すること。

290 山梨県として団塊世代の雇用対策を拡充すること。

291 リストラ・解雇、希望退職による人員削減については、その正当性について県として調査し、不当なものに対しては撤回・改善を指導すること。また実施段階にある場合でも、法律に基づき4要件を満たしているかなどを明らかにすること。

292 山梨県は、県内の大手・誘致企業などの経営状況や動向を把握し、閉鎖や移転などによる県内雇用への影響が発生しないように事前把握を行うこと。

293 移転や閉鎖については、事前に届けることと自治体との合意を義務づけ、一方的な発表や決定をなくすこと。規制するよう条例制定すること。

294 移転や閉鎖については、地元と市町村、従業員の同意を前提とすること。

295 移転や閉鎖による雇用については、当該企業と自治体に於いて行うこと。こ

の際には賃金などの後退が発生しないこと。

296 大手企業に集中している山梨県の資金投入については、県内経済を担っている県内中小企業への援助の拡大に切り替えること。

長時間労働、違法のサービス残業の根絶

297 自治体と現業職場における「残業代未払い」「ただ働き」の根絶を行うこと。

298 増加するメンタルについては、最大の原因とされる長時間労働等の労働条件の劣悪な事態を改善するために、山梨県として相談の強化と指導を強化すること。職場検診にメンタルヘルス項目が組みこまれるよう指導すること。

299 月間80時間を超える時間外労働をなくすこと。改善がされない場合には企業名を公表し改善されるよう指導すること。

300 サービス残業・ただ働きを根絶すること。このための啓発を企業と労働者にすること。

301 残業時間規制の規制条例を策定すること。

労働者人口に見合った労働行政の充実

302 県労働部を新設し勤労者の地位向上、労働条件改善、労働政策の立案など、首都圏並に労働政策を拡充すること。

303 地方自治法の趣旨に基づき勤労者の生活を守るために労働組合の結成を促進・推進すること。

304 労働者人口の増加に伴い県内の全ての自治体に労働雇用問題を担当する部署を設置すること。

305 労働行政の充実のために関係職員の増員を行うこと。

306 地方労働委員の選任に当たっては、連合独占を改め、系統を問わず山梨県労と無所属組合の労働組合の代表を任命すること。

307 山梨県の各種審議委員における労働組合代表の選任に当たっては、すべての系統の組合が参加できる民主的な選任をすること。

308 最低賃金審議委員の選出に当たっては、公平・公正な選出がされるよう求めること。

職場の安全と健康を守る

309 派遣労働者については、労働安全衛生法に基づく健康診断を年間2回実施するよう指導すること。

310 増加するメンタルヘルス問題に対応して山梨県として自己チェックの推進、パンフレット作成など行い、予防活動を推進すること。

311 法定により労働安全衛生委員会の設置の推進、委員会活動の支援、労働安全衛生士の受験支援と配置を推進すること。

312 県をはじめ県内公務職場の労働安全衛生法にもとづく委員会を設置すること。

313 職場検診内容を充実すること。特にメンタルヘルス、アスベストによる中皮腫、歯科検診を拡充すること。

314 過労死根絶に関する専門機関を設け、県内事業所への指導徹底と実態把握を行うこと。更に過労死問題の相談窓口を専門家と民間専門団体と協力して設けること。

障害者の職場と暮らしを守る事項

315 障害者自立支援法による負担増の軽減のために山梨県として助成を行うこと。

316 障害者の暮らしを守るために最低賃金適用除外となっている賃金を実態調査すること。不当な賃金については、改善を指導すること。

317 障害者の解雇などが発生しないよう指導援助すること。

318 大幅に引き上げ、生活できるよう県として支援すること。また障害者施設などでの作業については支援を予算化すること。

319 障害者施設の作業単価の改善・引き上げを行うよう予算措置すること。

320 障害者の雇用については、解雇や失業が発生しないように企業に求めること。さらに労働条件の悪化などが発生しないようにすること。

321 障害者の雇用拡大推進を行うこと。採用差別をなくすこと。特に大手企業に

については採用基準を下回ることはない様に指導・監視すること。

3 2 2 障害者雇用を推進する企業・団体に対し山梨県として積極的に助成すること。

雇用に関する県単事業・制度の充実に関して

3 2 3 企業倒産・閉鎖による退職金・賃金の未払については、「立て替え制度」による不足金や適用除外については山梨県として救済制度を新設すること。

3 2 4 失業給付が受けられない勤労者への財政的支援を行うこと。住宅ローン等の繰延べや公的信用保障を行うこと。

3 2 5 国民健康保険の保険料の減免や徴収猶予、一部負担金の免除などを実情に則して活用し、失業者の救済援助をはかるよう市町村を指導すること。

3 2 6 ホ - ムレスへの個人面談などを行い必要な対策をとること。防寒対策や仕事を斡旋すると同時に、生活力を高めるために福祉支援を強化すること。

3 2 7 住居がなくホームレスにある場合は、自治体で一時避難所を設置して保護すること。また就労の機会を保障するために支援すること。

大規模災害から県民の命と財産を守る

3 2 8 想定される災害の防止と予知が強く望まれます。特に地震については県内には多くの活断層が確認されています。定点・定期観測体制の確立とともに住民への徹底と避難、二次被害の防止マニュアルを徹底すること。

3 2 9 住宅の耐震補強や再建支援、観測監視体制や事前の防災対策、発災時の救援体制、被災者支援を柱にした災害対策を強化すること。

3 3 0 避難所として計画されている学校や体育館、公共施設の耐震化を強化すること。またそのための財政措置を強化すること。

3 3 1 住宅や宅地・よう壁・塀などの耐震補強工事に対して技術面や財政面の支援を強化すること。

3 3 2 開発や土地利用の変更の場合には、災害に対してどのような影響があるかを事前にチェックする防災アセスを導入すること。

3 3 3 山間地などの森林の荒廃による被害を防止するために間伐や風倒木撤去の徹

底、作業用林道の回復措置など、国・県有林をはじめ、国土保全に役立つ山づくりをすすめること。また、治水・砂防ダムのあり方を見直すとともに、がけ崩れ対策や老朽化したため池の補修などを急ぐこと。

3 3 4 災害発生時に対応する消防機関の強化を図ること。人員不足による対応の遅れがないよう専門的知識をもった地域の“防災センター”としての役割を果たせるようにすること。避難勧告・指示の発動に際して専門家をふくむ支援体制の強化や機器の整備など、住民が安全に避難できるための情報伝達体制の整備をすすめること。

3 3 5 被災者の最低限の生活基盤回復のために被災者の自立（再建）を支援、中小零細業者の事業等の再建することを目的として1千万円を上限に支給すること。噴火災害のような長期の避難生活という事態にも対応できる措置を検討すること。また既存ローンの負担を軽減する等の生活支援措置を明らかにすること。

3 3 6 笛吹、釜無などの堤防については強化し集中豪雨に耐えるよう東京で計画しているスーパー堤防とすること。特に笛吹左岸の強化を急ぐこと。

災害時の医療体制

3 3 7 災害発生時の医療機関を医療避難場所とし掲示すること。

3 3 8 医療機関の耐震化を推進すること。その際には助成すること。

3 3 9 緊急災害時に備え県内全域と医療圏ごとに緊急医療体制を確立すること。すべての医療機関に非常時の医療体制整備を行える装備の基準とそのための財政援助をおこなうこと。

3 4 0 県内の公立と民間病院の機能ごとに、日常医療体制とは異なる緊急時の1次2次3次救急体制を都市単位で確立し、住民への周知徹底をはかること。透析患者や慢性疾患患者については、他県との協定も行い震災対策などの万全の体制を作ること。

3 4 1 地震災害に備え緊急時の医療体制の一環としてすべての2次医療機関に4輪駆動車・救急4輪駆動車を配備すること。

3 4 2 医療機関の緊急用備蓄については、備蓄量と内容を拡大し基準を設け災害時に入院・外来、緊急対応できる体制を準備すること。

地震対策、災害防止について

3 4 3 公的施設、県営・市営住宅、ホテルやマンションなどの耐震診断を行うこと。欠陥が明らかになった場合は、耐震補強、立て替えなどの措置をとること。また公共施設・危険物の耐震基準を震度7とし、公共性の高い医療・学校・福祉施設の総点検と耐震補強を実施すること。

3 4 4 震度7を想定した災害防止のための補強の実施、違法建設・施設の撤去や改修をすること。

3 4 5 中部横断道路、中央自動車道などの高速道路、県道と各地の立体交差については、震度7までの耐震基準を設定し耐震検査と補強を行うこと。

3 4 6 県内の活断層への地震計、観測井戸の設置など独自の観測体制を早急に作ること。

3 4 7 地震災害などに備えたレスキュー隊の設置、レスキュー車の増車を県の責任で全自治体に整備すること。基準に達していない消防職員の増員、および化学消防ポンプ車、はしご車などを充足すること。

3 4 8 崖くずれなど危険個所については、日常的に住民にわかるよう表示し、事前に管理を徹底し、防災避難体制を確立すること。

3 4 9 非常用食料、飲料水など非常時の食料の備蓄、通信・交通、ライフライン確保のための機材などは、学校区ごと、避難所ごとに設けること。

3 5 0 ガスや石油製品など危険物貯蔵の事業所・企業の防災対策については、定期的に立ち入り調査を行うとともに、地域住民の避難について徹底を義務づけること。

3 5 1 飲用水兼用の貯水層を少なくとも学校区単位、耐震貯水槽を自治会単位で増設すること。新增設に当たっては、住民負担がないようにすること。

災害時のパニックをなくす

3 5 2 災害時の混乱をなくすために自家用車両の運行など事前の個人マニュアルを作成し徹底すること。

3 5 3 災害時・緊急時には、県内すべての事業所は、出勤をせず、地元自治体などの救援活動参加を最優先するよう事業所に徹底すること。就労時間外の災害発生時には、地域の防災活動への参加を奨励すること。これらを事業所防災計画を明確に示すよう指導すること。この場合労働者に不利益が発生しないようにすること。

3 5 4 災害時の出勤や退社時における対応については、二次災害やパニックを引き

起こさないように就労条件を緩和すること。地域防災計画の実行との整合性をはかること。

355 医療・ライフラインなどに関わる緊急移動などについては、最優先とする計画を作成すること。

住民の住まいと安全の確保に関して

356 避難場所については、学校区だけでなく自治会ごとの一次避難所を設置する指導をおこなうこと。

357 緊急避難住宅の確保については、資材の確保、宿泊施設、公共施設、旅館などと緊急時の対応を協定すること。

358 生活給水や食糧、寝具等については、万全を期し、大幅に増やすこと。とくに給水槽については、耐震に切り替えること。浄水機を大幅に増設すること。

359 防災無線については、定期的に点検するとともに停電時にも対応するように自家発電装置を設置すること。半鐘の設置と活用を進めること。

360 地震、台風などの災害の際、通信網や通信機器自体が破壊され孤立する可能性は高い集落の調査と、そこへの無線を含めた通信設備を確保すること。被災者が一定期間、生活する避難所の耐震診断、耐震化対策を行うこと。すべての避難所に「運営のマニュアル」を作成すること。

防災と有事法制

361 防災間訓練においては、自衛隊や米軍の参加は行わないこと。

362 山梨県と各市町村で決められている国民保護計画に基づく計画の実施に当たっては、市民の安全と人権が守られるようにすること。

363 有事法制において民間機関や公的施設の占有、「自主防災組織」など自治組織を有事法制の住民動員の手段とすることについては、住民の安全と人権が守られるようにすること。

364 防災訓練の実施に当たっては、テロや戦争を想定した訓練としないこと。自主防災という立場を守ること。

365 有事の際の国民保護法による県民の保護については、保護協会や対策本部の設置を行い、有事の際に対処できる体制整備を図るとしてはいますが、計画やマニュアルの作成に当たっては、地方自治が守られ県民の基本的な人権が守られること。またこれらの計画策定段階より県民の意志を反映できるようにすること。

366 有事法は、「地方公共団体および事業者は、指定行政機関から…協力を要請された時は、その要請に応じるよう努めるものとする」と規定され、「特定公共施設等の利用に関する法案」は、米軍に「港湾施設、飛行場、道路、海域、空域及び電波」を自治体の施設でも自由に使用できるとしてはいます。さらに、「国民保護法」は土地、建物を強制使用することができるとしてはいます。このような危険な有事法の発動をさせないことは誰でも願うものです。従って発動させないよう政府に対して要請していくこと。

小・中・高校の少人数学級を実現すること。

367 小学校、中学校、高校などの少人数学級の実現をすすめること。

368 県立普通科高校の小学区・総合選抜制度にもどすこと。

369 高校の統廃合は、地域住民同意を前提として父兄の意見を無視する統廃合の押し付けはやめること。

370 特別支援教育を希望するすべての児童・生徒が入学できるよう、校舎などの整備をすすめること。「知的・肢体併設」に当たっては十分な教員を配置するなど、発達を保障する条件整備をすすめること。

371 期間採用教員の本採用をすすめること。

教育条件の整備、学校給食について

372 県内すべての教室と施設に空調設備をすること。

373 老朽化している県立わかば支援学校の立て替え・改修を行うこと。

374 学校施設の大規模改修や耐震補強を行うこと、予算を増やし県として市町村の要望に応えた予算措置を行うこと。

375 食育基本法により国は学校給食の自校方式を推奨しています。自校方式を推進するために財政措置を拡充すること。

376 汚染米使用があきらかになった県内16市30万食については直ちに健康調査を行うこと。輸入食品の使用について調査すること。また検査体制をつくること。

377 学校給食の安心安全のために地産地消を徹底すること。このために市町村への財政支援を行うこと。

障害児教育の充実を

378 LD、ADHD、高機能自閉症など軽度発達障害児の支援体制の一環として、現在のモデル校に限られている支援体制を、必要なすべての学校に教員配置や相談体制の確立など行うこと。

379 養護学校の給食は、センター方式や外注方式でなくすべての学校で温かい給食の実施、すべて自校方式とすること。

380 すべての養護学校で重複障害の子も通えるようにすること。同時に医療体制を整備すること。

381 病弱養護学校の拡充を図り、市立病院や民間病院などに入院中の児童生徒も対象とすること。

382 養護学校の高等部を拡充し、希望するすべての障害児に後期中等教育を保障すること。

383 養護学校には、看護婦、PT、OTの配置などを行い医療的ケアの必要な生徒への対応を充実させること。

民主教育に関すること

384 09年度の全国一斉学力テストは参加しないこと。

385 高校生を対象とした一斉学習到達度テストについては行わないこと。

386 教員採用については、結果を公開すること。事前通知や口利きなどの不正・不公平採用が発生しないようにすること。

387 教育現場での「日の丸」「君が代」の押しつけや強制は行わないこと。

388 山梨教育の基本には、日本国憲法を据え、民主教育を守ること。憲法に基づく山梨の教育の充実・発展をはかること。

389 学校5日制に伴い学校の地域への全館開放、社会体験の実施、5日制を保障

する行事の実施、学校区・地域ごとの児童館の建設をおこなうこと。

390 公立学校の教育費の父母負担をなくすこと。

391 私学助成を増額し父母負担を軽減し公私の格差を改善すること。

392 平和教育をすること。このための教材については県として北富士演習場や甲府・大月空襲など、県内の歴史を入れた身近なものとする。

393 学校のトイレについては、明るく清潔でライフスタイルに合ったものに改善すること。

394 「新しい教科書を作る会」の教科書の採用はおこなわないこと。

教育と子どもの安全に関すること

395 通学路の安全点検の実施、安全確保をはかること。

396 児童相談所の相談件数の増加に伴い児童福祉司の増員を行うこと。

397 地震などの大規模災害発生に備えた防災連絡体制の確立、安全の確保などについて学校と地域、父母による体制を早急に確立すること。また学校教育施設ごとに非常事態に備えた食料や機材を常備すること。

398 大規模災害の被害を防ぐために通学路の点検を行うこと。学校施設の耐震については建物だけでなく対象を広げること。

399 養護教諭については複数配置をすすめること。

400 すべての学校で生徒のトイレ、更衣室を男女別に設置すること。

401 教職員の期間採用など不安定雇用者の正規採用をすること。特に小・中・高・障害児校のすべてで定数内の期間採用教員の正規採用を早急に実施すること。

402 養護教諭、図書館司書、栄養職員、事務職員、現業職員は正規職員とし全校配置、完全充足、増員を行なうこと。

403 風俗営業の街頭看板、風俗雑誌類の自動販売機は設置させないこと。とくに教育施設周辺については一掃し撤去すること。

山梨の農業を守るために

404 大型農道や基盤整備など土木事業が主力の農業予算を転換し、生産者や農協

と力を合わせ、生産高全国一を誇るモモとブドウの価格保障を実現すること。

4 0 5 自然災害による被害を救済する果樹共済の農家負担を減らすため、県として財政支援を行なうこと。

4 0 6 県内外のスーパー、生活協同組合と直接取り引きをするなど販路の拡大をすすめること。

4 0 7 担い手対策として、新規就農者生活支援貸付制度を拡充し、7年以上就農した人には返還免除を行なうこと。

4 0 8 「集落営農」や「生産組合」の組織づくりを支援するとともに、地域にあった特産品開発を支援すること。

4 0 9 県産木材の利用を促進するため、学校や公共施設での使用を増やすとともに、年間30棟に限られている一般住宅建設への助成を抜本的に拡大すること

4 1 0 県内の鳥獣被害については野生動物管理の体制を確立し、管理のための知識や技術を蓄積し、市町村からの援助の要請にこたえられるようにすること。また、多様な利害関係者の参加による協議機関を設置すること。当面、野生動物の被害対策の農家負担を軽減すること

4 1 1 国が新農業基本計画で示す規模・要件で「担い手」となれるのは、ほんの一握りのものにすぎません。「多様な担い手」の育成にあたっては、規模の大小に関わりなく、営農を続ける意欲のあるものすべてが対象となるよう、柔軟できめ細やかな施策の具体化をすること。

4 1 2 さくらんぼの果樹共済を創設すること。果樹共済の加入率を高めるために財政支援を強化すること。

4 1 3 財界の要求に応じて株式会社の農地取得に道を開こうとする農地政策の見直しを中止し農地の所有については農地法に則り「耕作者主義」を堅持すること。

4 1 4 農業改良普及センターを復活すること。

4 1 5 地方病溝渠を主とする小規模水路改修整備のための県営事業を創設すること。

4 1 6 株式会社が新規参入できる農地賃貸方式の全国展開にあたっては、ダミー会社等による違法な農地利用を事前にチェックできるよう、農業委員会等の体制・制度を拡充すること。

4 1 7 循環型農業促進のため、食品残渣の飼料化、使用する側の目的にあった堆肥づくりなど総合的な調査研究を進めること。

4 1 8 環境直接支払い制度導入にあたっては、県独自に「環境こだわり農産物認証制度」を創設すること。化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減し、濁水の流出防止など、河川をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が認証する。

4 1 9 大規模経営だけでなく、複合経営、兼業など地域や農家の条件に応じた家族経営や、農業生産法人などの共同事業を支えること。耕作放棄地が広がらないよう、集落などでの耕作の受委託や生産組織への支援・補助を強化すること。

4 2 0 止まるところを知らないエサの高騰によって、先の見えない綱渡りの経営を余儀なくされている畜産経営安定のため、エサ代への直接補てんを含め緊急支援対策を検討すること。

4 2 1 年々高まる高病原性鳥インフルエンザ発生の危険性に対し、市町村と連携して万全な防疫体制を作ること。

4 2 2 食品リサイクル飼料の安定供給と利用技術の開発・研究を強化すること。

4 2 3 経営危機にあえぐ畜産農家の負担を少しでも軽減するため、当分の間、と畜検査手数料とと場処理手数料を引き下げること。

4 2 4 食品企業による相次ぐ偽装や消費・賞味期限の改ざんなどにたいして、再発防止、監視体制の強化策をとること。

4 2 5 輸入食品の安全性を確保するため冷凍・加工食品の原材料の原産地表示を義務づけること。県独自に輸入食品の残留農薬検査を行うこと。

4 2 6 B S E（牛海綿状脳症）の国内感染ルートが未解明のままで、国内での発生が未だ続いている状況を踏まえ、来年度についても月齢20ヶ月以下の牛を含めた全頭検査を継続するための予算措置を講ずること。

4 2 7 遺伝子組み換え作物栽培規制条例の制定に当たっては交雑の危険性がある作物の屋外栽培を禁止すること。

営業を守り地場企業の発展を

4 2 8 中小企業を経営困難・倒産に追い込むような「融資打ち切り」や「貸し剥がし」がおこなわれないよう、自治体として金融機関への指導を徹底すること。また自治体の融資制度の活用のために預託などの積み立てを指導し業者が利用しやすくすること。

- 4 2 9 大型店の一方的進出は、県内の商業者の営業への影響だけでなく、一極集中により地域経済を疲弊させます。県内への大型店の出店を規制する条例を制定すること。
- 4 3 0 県営施設の資材は、地元業者優先、県内小売業者から調達を行なうこと。
- 4 3 1 地域の「まちづくり」に基づく商店街振興計画を総合的に支援すること。
- 4 3 2 山梨市七日市場地区山梨市落合および笛吹市春日居町下岩下地区の優良農地を大型店出店のために農地の農振地区除外を認めないこと。
- 4 3 3 「中小企業地域経済振興基本条例」は、中小企業の創意工夫と自主的な努力を総合的に支援するとともに、業種をこえたネットワーク化、生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策を、国や市町村などと協力してすすめること。振興計画を策定し、検証を行なう条例とすること。
- 4 3 4 県内中小企業が県内企業から受注している下請けが減少している対策として、県として大企業に要請を行なうなどして県内下請け発注を引き上げること。また、県の消耗品、備品、清掃など官公需発注は県内業者とする。
- 4 3 5 大型公共事業の計画を中止し、防災、福祉、生活関連など公共事業を生活密着型に切り替え、中小建設業者の仕事を増やすこと。また、建設産業の働くルールを確立させる「公契約条例」の制定を行うこと。
- 4 3 6 各種産業に波及効果の大きい、「住宅改修助成制度」を創設し、「耐震改修助成金」と合わせ、活用をはかること。
- 4 3 7 山梨県は、大規模集客施設の立地に関する方針で立地計画の早期届け出を床面積1万㎡以上としています。これを3000㎡以上とすること。
- 4 3 8 大型店と中小テナントの不平等な関係を是正するよう指導すること。大型店の地域経済と商店街への協力などを指導すること。
- 4 3 9 地域密着型の公共事業を地元中小業者に発注すること。地元中小企業への官公需発注比率を上げること。
- 4 4 0 自治体が発注するすべての事業・業務について、「地方自治法施行令」の改正（02年3月25日施行）にともない「最低制限価格制度」を適用すること。また、適正な単価・賃金・労働条件が確保されるよう受注企業への指導を徹底すること。
- 4 4 1 「下請け代金遅延防止法」「下請け中小企業振興法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」などを受注企業に徹底すること。
- 4 4 2 コンビニ大手の無秩序な過剰出店や一方的な撤退を規制する条例の制定、地域経済と営業をまもること。中小業者、労働者、住民の意思が反映される審議会を設置すること。
- 4 4 3 中心街の活性化に向けて利用者の駐車料金の無料化・軽減、渋滞の解消の実施。大型店の新たな出店を止めさせ、地元業者の参加による、住民・県民のニーズに応える街

作りを行うこと。同時に教育環境を守り、賭博等の企業誘致は行わないこと。

4 4 4 年々拡大する大型店の元旦営業については、従業員の負担を大きくし、地元商店街の衰退を招くものであり規制をすること。

4 4 5 県内大手による下請への取り引き停止、単価切り下げ、納期短縮など、下請けいじめを根絶すること。

4 4 6 生活に密着した公共事業を拡大し下請け事業所についても公共工事に参入できるような仕組みにし、直接取引ができるようにすること。

4 4 7 山梨県が行っている無担保無保証人融資制度については償還期間をさらに延長すること。また、利子補給を行い保証料も含めた実質金利負担を減らすこと。

4 4 8 現行の小規模小口資金については、県の実態や準則を改訂し償還期間の延長、利子補給による金利負担の軽減をすること。

4 4 9 すべての工事で、下請け台帳提出の義務付け、下請け労働者の正当な賃金の保障、下請け代金を県が直接下請け業者に支払える制度を確立すること、さらに、可能な限りの分離発注など、中小企業の受注機会の拡大を行うこと。

4 5 0 小規模工事等登録制度を全市町村で導入実施すること、また現在甲府市では20万円以下となっている工事金額を引き上げること。

4 5 1 事業者にも円滑に資金が供給されるように、信用保証制度の充実・新制度の確立を国に対して要望すること。山梨県信用保証協会の経営基盤を強化するために、出えん金の積み増しなど支援を強化すること。また、県内の各自治体に対しても同様な施策をとるよう要請すること。

4 5 2 ヤミ金融業者に対して、「違反者」を取り締り、厳正なる処置をとるよう徹底すること。

4 5 3 滞納整理など県、市町村一体の強権的な徴収をしないこと。

平和な山梨を

4 5 4 学校内での自衛隊の募集と勧誘、宣伝については一切行わないこと。

4 5 5 県内のイベントに於いて自衛隊の宣伝や兵器の紹介・体験などについては一切行わないこと。

4 5 6 自衛隊の「平和の仕事・・・」の募集看板については、大きな誤解を生むものであり撤収するよう求めること。

4 5 7 日本国憲法と憲法9条を守り、平和の願いを県民の総意とする取り組みをすすめること。憲法を県民に普及するために講演会、冊子の作成と普及など予算措置す

ること。

4 5 8 山梨県立博物館など県立・公営博物館には、戦争に関する資料などを収集し、県民の平和への思いを醸成すること。また小中高校性に対する平和教育のための資料として提供すること。

4 5 9 各自治体の平和・反戦のための取り組みについて奨励すること。

4 6 0 県内の戦争に関する遺跡や資料を調査し、県として保存のための措置をとること。特に南アルプス市のロタコ工事跡、韮崎市七里が岩、敷島、山梨市の横穴防空壕や軍事工場跡については保存の措置を執ること。このための助成を行うこと。

4 6 1 愛宕山の解放戦士の碑については、県民の財産として公の資料に存在を記すること。

北富士演習場への米軍移転訓練中止など

4 6 2 2006年度の政府予算案で、陸上自衛隊の海外派兵を一元的に指揮する「中央即応集団」の新設されました。中央即応集団は、司令部をはじめ特殊作戦群、第一空挺(くうてい)団といった陸自の“精強”部隊や国際活動教育隊など約3200人で構成されています。狙いは、日米両軍の陸上部隊が一体となって海外へ出撃する態勢をつくることです。この中央即応集団の訓練を北富士で行っている事に対しては抗議し中止を求めると。

4 6 3 北富士演習場の全面返還・平和利用を実現すること。

4 6 4 陸上自衛隊情報保全隊による憲法違反の情報収集や国民監視をやめること。

4 6 5 使用協定に違反する米軍の訓練については、直ちに中止を求めると。

4 6 6 北富士演習場での演習内容について県は、米軍情報によらず山梨県として実態調査を行い県民に明らかにすること。

4 6 7 米軍演習時は、大がかりな警備を行っていますが、国民・県民の税金を米軍のために投入するものです。過剰な警備を行わないこと。このような警備負担を米軍負担とすること。

4 6 8 米海兵隊の演習の実施にあたっては、発射弾数や訓練内容について計画を事前に提出させること。また使用協定違反がないか、事前の通報通り実施されているかを山梨県として確認し県民に情報を公開すること。

4 6 9 世界遺産実現の最大の障害となっている北富士演習場については、全面返還を行い、世界遺産への登録を実現させること。

4 7 0 米軍再編強化によって北富士演習場の強化が行われないように政府・防衛庁に対して求めること。

核兵器廃絶にむけて

4 7 1 山梨県は、核兵器廃絶宣言を行っています。宣言に基づく予算化を行い、核兵器廃絶への記念行事の実施、原水爆禁止世界大会への代表派遣参加などをおこなうこと。

4 7 2 被爆から60余年たった今日でも地球上では核兵器の使用を否定せず、世界の核保有国は核実験を繰り返しています。核兵器廃絶に向けてこれらの動きに対する抗議をしていくこと。

4 7 3 核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結促進を政府に求めること。

以上